当社は、イ　平成19年７月13日から８月９日までの間に発生した８回の外国為替証拠金取引に係るシステム障害発生時において、損失を受けた顧客10名に対し、平成19年７月13日から９月４日にかけて、計788万8,000円の損失補てんを行いながら、これらについて、近畿財務局長に届出を行っていなかった。また、ロ　平成19年７月20日及び８月９日に発生した２回のシステム障害発生時においては、損失を受けた顧客３名に対し、平成19年８月６日及び９月４日、損失額を超える計４万7,000円の財産上の利益を提供していた。

・　勧告年月日
　　平成20年９月17日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　全ての店頭デリバティブ取引業務の停止３営業日
　　②　業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員への周知徹底を図ること、ニ　システム障害の発生原因を十分認識・検討し、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること）
・　外務員処分の内容
　　ＦＸ事業部員　職務停止６週間

㈱　上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした⑷の「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に係る処分を含む。

⑷　電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号該当〕

○　株式会社パンタ・レイ証券は、平成19年６月から９月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも18件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害においては、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。しかしながら、当社においては、システム障害発生時における対応手順が確立されておらず、顧客の損失の発生状況すら把握せず、担当者が場当たり的な対応に終始し、組織的な対応が行われていない。

また、当社においては、システムリスク管理を一部の使用人に任せきりとし、全社的なシステムリスク管理態勢が確立されていないことから、上記⑶①のとおり、ＦＸ事業部員が、顧客からの要求に応じ、単独で、管理端末より架空取引を入力して財産上の利益を提供していたことを看過している。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰である状況が認められた。

・　勧告対象
　　当社

㈱　勧告年月日、行政処分の内容については、⑶の「顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為」を参照。

⑸　特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第８号該当〕

○　丸三証券株式会社は、平成15年に、特定口座制度導入に伴うシステム開発を行った際、特定口座開設顧客が当該口座において保有する現物株式の銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価を算出するシステムを構築した。

上記のシステムにおいては、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に、当該銘柄の平均取得単価を修正する必要があるものの、当社は、平成17年10月から平成20年４月までの間、株主割当増資の払込期日が到来した４銘柄について、当該増資への申込みを行わなかった顧客の平均取得単価を修正せず、その結果、当該増資に係る銘柄を売却している顧客152名（延べ153名）に対して、誤った平均取得単価を用いて算出された取得価額を通知する等、不適切な情報を通知している。

・　勧告年月日
　　平成20年10月15日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　今般の問題により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること、ロ　今般の指摘内容を踏まえ、根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること（⒜内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、⒝役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること、⒞上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること））

⑹　店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第20号該当〕

①　サクセット株式会社が行っている店頭外国為替証拠金取引業務において、当社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。

こうした状況の中、当社の値決め担当者である管理部係長代理は、平成19年５月から６月頃、為替相場が円安傾向にあったため、顧客が行ったニュージーランドドル／円の通貨取引（以下この⑹において「本件ＮＺドル／円取引」という。）の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。

②　管理部係長代理は、上記①記載の業務状況にあって、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、上記①記載の認識に基づき行った本件ＮＺドル／円取引の反対売買について、顧客との間の取引は、当社のカバー取引先（以下この⑹において「当社カバー先」という。）の提示レート（対顧客との間の値決めにおいて当社が参照するとしている価格）より大幅に低い価格で約定処理を行う一方で、当社カバー先との間の取引は提示レートで約定することにより、対顧客と対当社カバー先との取引による差額分を当社に帰属させることを企図した。

③　管理部係長代理は、上記②記載の企図のもと、平成19年６月12日から15日にかけて、当社の各営業員に対し、本件ＮＺドル／円取引の買建てに係る仕切り売り希望の有無を確認するよう指示し、かかる指示を受けた営業員が取引の勧誘を行った。この結果、売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示することなく、46顧客から仕切り売り注文（成行）を受注し、当社カバー先が提示する価格より、さらに１通貨単位当たり約４円から２円低い価格で約定した。

一方、管理部係長代理は、当該約定後、当社カバー先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、当社は対顧客と対当社カバー先との取引の差額として、売買益4,852万6,300円（当社が顧客に説明しているスプレッド、手数料を除く。）を取得した。

・　勧告年月日
　　平成20年11月４日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名